

盛岡市エコオフィスプラン

第3期（令和8年度～令和12年度）

令和8年3月

盛岡市

盛岡市エコオフィスプラン

基本理念

今日、世界各地において、SDGsの目標達成や二酸化炭素排出量実質ゼロに向けた様々な取組が行われています。それは、一人ひとりが環境問題を我が事としてとらえ、その解決に向けた歩みを進めなければ成し得ず、また、この歩みは決して特別なものではありません。

我々は、市役所として当たり前の行動であるという認識を持ち、「盛岡市エコオフィスプラン」を実践する必要があります。その実践に当たっては、誰か一人が百歩を行くのではなく、全員が同じようにそれぞれ一歩前進することが、次の大きな一歩の呼び水となり、盛岡市役所を変え、そして、世界を変えていく力となります。

このことから、業務のあらゆる場面において、次のとおり環境配慮行動を実践していくものとします。

脱炭素社会の実現に向け、温室効果ガス排出抑制策に一丸となって取り組む

環境関連法令を順守するとともに、環境負荷の低減を意識して業務を遂行する

自らの行動がもたらすあらゆる分野への貢献を意識して、SDGsの達成に向け取り組む

一市民、一事業者として、市民の模範となる率先行動をとる

目次

第1章 計画の基本的事項

1 目的.....	- 1 -
2 経緯～盛岡市のこれまでの地球温暖化対策及び環境配慮の取組～.....	- 1 -
3 計画の位置づけ.....	- 3 -
4 計画期間及び基準年度.....	- 6 -
5 適用範囲.....	- 6 -
6 算定対象とする温室効果ガス.....	- 7 -

第2章 前計画（第2期エコプラン）数値目標の達成状況

1 温室効果ガス排出量の削減.....	- 8 -
2 省エネ・省資源・ごみ削減等.....	- 9 -
3 グリーン購入の推進.....	- 12 -
4 総括.....	- 13 -

第3章 目標の設定

1 温室効果ガス排出量の削減目標.....	- 14 -
2 グリーン購入の推進目標.....	- 15 -

第4章 目標達成のための取組

1 温室効果ガス排出量の削減に関する取組.....	- 16 -
2 グリーン購入の推進に関する取組.....	- 20 -
3 その他の取組.....	- 21 -

第5章 計画の運用

1	推進体制	- 22 -
2	進行管理	- 24 -
3	研修の実施	- 24 -
4	進捗管理	- 25 -
5	環境監査	- 25 -
6	評価及び公表	- 25 -

～SDGs（持続可能な開発目標）との関わり～

盛岡市エコオフィスプランの目標達成に向けて取り組むことで、SDGsが掲げる持続可能な社会の実現（ゴールの達成）に貢献します。

本計画の内容と特に関わりが深いSDGsのゴールは次のとおりです。

これらのゴールは、本計画の推進により達成されるものであると同時に、市の各種計画の推進によって達成されるゴールでもあることを認識しながら取組を推進することが大切です。



第1章 計画の基本的事項

盛岡市エコオフィスパラン（以下「エコプラン」という。）は、市が、事業者・消費者として良好な環境を保ちながら事務事業を行うために、配慮すべき環境に関する目標を設定して取り組む計画であり、次の3つの計画・方針に係る取組を一体的に推進するものである。また、計画の運用に当たっては、これらの取組について定期的に点検し、継続的な改善を行うため、環境マネジメントシステムの手法を取り入れることとする。

- ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「温対法」という。）において、地方公共団体に策定義務付け 「地方公共団体実行計画（事務事業編）」
- ・国等による環境物品等の調達に関する法律（平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。）において、地方公共団体に策定の努力義務 「グリーン購入調達方針」
- ・盛岡市の環境負荷低減に関する自主的な取組を推進 「盛岡市行政活動環境配慮方針」

1 目的

エコプランは、市が事業者・消費者として、基本理念に基づき行動することで、市の事務事業に起因する温室効果ガス排出量を削減し、事務事業に伴う環境負荷を低減させることを目的とする。これにより、「盛岡市環境基本計画」に掲げる市がめざす将来像の実現に貢献するものである。

（参考）

盛岡市環境基本計画（第三次）のめざす将来像（スローガン）

未来へとみんなが築く、自然と“わ”になるまち“もりおか”

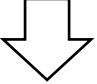
2 経緯～盛岡市のこれまでの地球温暖化対策及び環境配慮の取組～

盛岡市総合計画（基本構想）における基本目標の1つ「安全・安心で快適に暮らせるまちづくり」の実現に向け、市は、地球環境や豊かな自然を次世代に引き継ぐため、地球温暖化対策やごみの減量化・資源化の推進、水や緑の保全に取り組むこととしている。そのためには、市民・事業者・市がそれぞれの役割に応じた取組を総合的・計画的に推進していくことが大切であり、市には市民や事業者に対して模範となる率先的な取組が求められている。

市はこれまで、第1及び第2期エコプラン等の計画を策定し、温室効果ガス排出量の削減と環境配慮の取組を推進してきた。

第2期エコプランの計画期間が令和7年度末で満了することや、同計画の策定以降における社会状況等の変化などを踏まえ、第3期計画を策定する。(表1)

表1 市の事務事業における環境保全行動計画の経過

計画の名称	計画期間	備考
盛岡市役所エコオフィスづくり行動計画	平成8年度～11年度	温対法施行前
盛岡市役所エコオフィス行動計画	平成12年度～16年度	地方公共団体実行計画(事務事業編) 第1期
盛岡市役所エコオフィス行動計画(第2次)	平成17年度～21年度	地方公共団体実行計画(事務事業編) 第2期
盛岡市グリーンオフィス行動計画	平成22年度～26年度	地方公共団体実行計画(事務事業編) 第3期
盛岡市グリーンオフィス行動計画(第2次)	平成27年度～32年度	地方公共団体実行計画(事務事業編) 第4期
 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> I E S運用による盛岡市役所環境マネジメントマニュアルと統合し、名称変更 </div>	平成28年度～令和2年度	
盛岡市エコオフィスプラン(第1期)	平成28年度～令和2年度	
盛岡市エコオフィスプラン(第2期)	令和3年度～令和7年度	地方公共団体実行計画(事務事業編) 第5期
盛岡市エコオフィスプラン(第3期)	令和8年度～令和12年度	地方公共団体実行計画(事務事業編) 第6期

3 計画の位置づけ

(1) 地方公共団体実行計画（事務事業編）

温対法第21条に基づく地方公共団体実行計画（事務事業編）として位置づける。地球温暖化対策を推進するため、市自らの事務事業に伴う温室効果ガス排出量の削減を目的として、温室効果ガス排出量の削減目標値やその達成に向けた取組等について定めるものである。

市は、本実行計画に基づき、事業者として省エネルギー対策に取り組み、温暖化対策を率先して実行するものとする。

※地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法） 抜粋

（地方公共団体実行計画等）

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

（以下省略）

なお、市には「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（以下「省エネ法」という。）」第7条に基づく特定事業者として指定されている部局（盛岡市市長内部部局、盛岡市上下水道局、盛岡市教育委員会）があることから、省エネ法に係る対応についても、本計画により一体的な対策を講じることができるよう配慮している。

また、市では事務事業に伴う温室効果ガス排出量とは別に、市域全体にわたる温室効果ガス排出量を抑制することを目的とした「地方公共団体実行計画（区域施策編）」を策定している。その中で、地球温暖化等の進行を防止するため、市域の自然的・社会的特性に応じた総合的かつ計画的な施策を展開し取組を行っている。

(2) グリーン購入調達方針

グリーン購入法第 10 条に基づくグリーン購入調達方針として位置づける。地方公共団体の環境物品等の調達の推進を図るため、市における、年度毎に調達を推進する環境物品等及びその調達の目標について定めるものである。

市は、本方針に基づき、事務事業に要する物品の購入等において、事前にその必要性をよく検討し、購入する場合には価格・機能・デザイン等の判断要素に環境配慮の視点を加え、環境負荷ができるだけ小さく環境に配慮した物品を優先的に調達するグリーン購入に取り組むこととする。グリーン購入は、環境に配慮した物品等の市場の形成、開発の促進に寄与し、それが環境に配慮した物品等の調達をさらに促進するという継続的改善を伴った波及効果を市場にもたらすものであり、市が一消費者として積極的にこの取組を推進することが重要である。

市が重点的にグリーン購入を推進する品目を「特定調達品目」として定め、その品目及び判断基準は、別途運用マニュアルに定める。

※国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法） 抜粋

(地方公共団体及び地方独立行政法人による環境物品等の調達の推進)

第十条 都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、毎年度、物品等の調達に関し、当該都道府県、市町村及び地方独立行政法人の当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、環境物品等の調達の推進を図るための方針を作成するよう努めるものとする。

2 前項の方針は、都道府県及び市町村にあつては当該都道府県及び市町村の区域の自然的社会的条件に応じて、地方独立行政法人にあつては当該地方独立行政法人の事務及び事業に応じて、当該年度に調達を推進する環境物品等及びその調達の目標について定めるものとする。この場合において、特定調達品目に該当する物品等については、調達を推進する環境物品等として定めるよう努めるものとする。

3 都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、第一項の方針を作成したときは、当該方針に基づき、当該年度における物品等の調達を行うものとする。

環境に配慮した物品とは、製品の製造に先立つ資源採取から流通、使用、廃棄に至るまでのそのライフサイクルにおいて、次のような特徴を持つものである。

- 再生資源や、持続可能な方法で採取された資源など、環境への負荷が少ない材料や部品を使用している。
- 使用する際、燃料や電気の使用量、温室効果ガス等の排出量が少ない。
- 使用後に、再使用又は再生利用がしやすい。
- 廃棄の際、処理や処分が容易である。

(3) 盛岡市行政活動環境配慮方針

市が行う行政活動は、税の賦課徴収、戸籍や住民登録、産業振興等だけではなく、公共工事における大気や土壌への影響及び騒音・振動の発生、薬品や危険物の保管・廃棄、ボイラーからの排気や冷凍機器の冷媒使用など、様々な面で環境に影響を与える。

このことから、日々の行政活動における環境保全の推進や環境負荷の低減など、環境配慮の取組を推進するため、市独自の取組内容を次のように定めることとする。

- ① 環境法令に関わる法的規制に従うこと
- ② 公共工事における環境配慮
- ③ 環境に負荷をかける緊急事態への備えと対応

(4) 関係法令や他計画との関係性

関係法令や他計画等との関係性を含むエコプランの体系は次のとおりである。(図1)

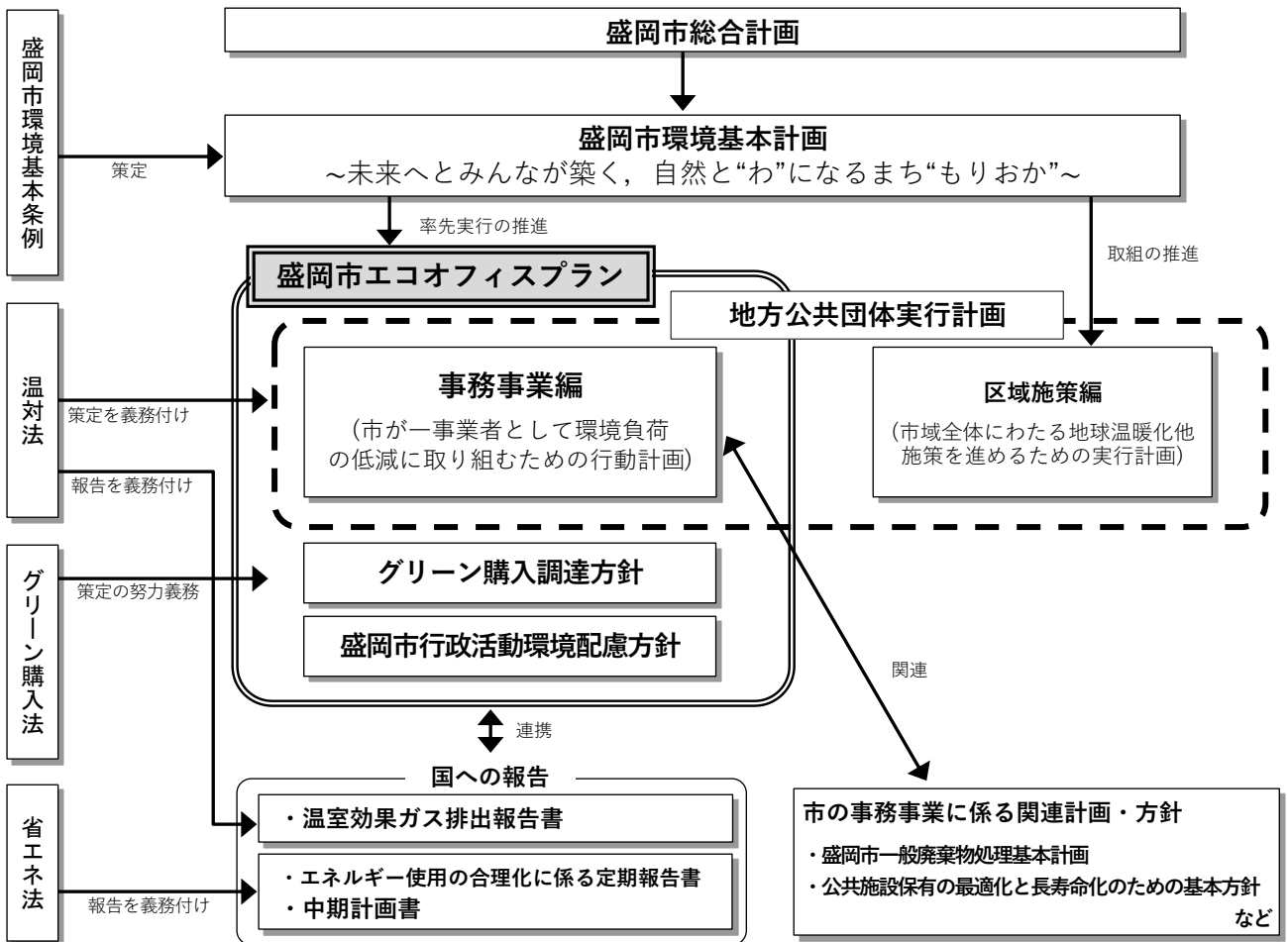


図1 計画の体系

4 計画期間及び基準年度

(1) 期間

令和8年度から令和12年度までの5年間とする。

ただし、社会情勢の変化や、計画の進捗状況により、必要に応じて見直しを行うこととする。

(2) 基準年度

市の地方公共団体実行計画（区域施策編）と整合性をとり、平成25年度（2013年度）とする。

5 適用範囲

本計画は市の事務事業のすべてに適用する。

事務事業とは、市のすべての組織（市長内部部局、教育委員会、議会事務局、各種行政委員会事務局、市立病院及び上下水道局）及び施設における事務事業とし、施設には指定管理者制度導入施設及び外部委託施設（居住施設以外）を含むものとする。

ただし、温室効果ガス排出量の算定に際しては、公共工事や設計業務、廃棄物の収集運搬等、外部に発注し、委託する業務は対象外とする。

庁舎や施設にテナントとして入居する売店や銀行等の事業者については対象外であるが、市と同様の取組を要請するものとする。

なお、本計画に基づく取組状況を把握するため、市の各部署からの報告を求めるものとし、報告の対象とする部署、報告内容、報告方法等の詳細を別途運用マニュアルに定める。

6 算定対象とする温室効果ガス

地方公共団体実行計画（事務事業編）として算定対象に定める温室効果ガスは、温対法第2条第3項に規定されている次の7種類である。（表2）

表2 温室効果ガスの種類と排出する活動の例

温室効果ガスの種類	排出する活動の例
二酸化炭素 (CO ₂)	燃料（ガソリン、灯油、軽油、A重油、LPガス、都市ガス）の使用、電気の使用、廃プラスチック類の焼却
メタン (CH ₄)	公用車の走行、家畜の反すう等、浄化槽でのし尿等の処理、一般廃棄物の焼却
一酸化二窒素 (N ₂ O)	公用車の走行、麻酔剤（笑気ガス）の使用、家畜の糞尿処理、浄化槽でのし尿等の処理、一般廃棄物の焼却
ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)	カーエアコン使用時の漏出
パーフルオロカーボン類 (PFCs) ※	—※
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	—※
三ふっ化窒素 (NF ₃)	—※

※パーフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素については、盛岡市において過去に排出実績がないが、排出が確認された場合に算定対象に加えるものとする。

第2章

前計画(第2期エコプラン)数値目標の達成状況

1 温室効果ガス排出量の削減

(1) 目標

第2期エコプランにおける市の事務事業の実施による温室効果ガス排出量削減目標は、次のとおり。

令和7(2025)年度において、令和元(2019)年度比で

温室効果ガス排出量 5.6% 削減

(基準年度実績 71,423 t-CO₂→67,458 t-CO₂)

削減目標の内訳として、燃料・電気の使用による排出量を 2,342 t-CO₂

クリーンセンターでの廃棄物焼却による排出量を 1,624 t-CO₂ 削減

(2) 推移及び達成状況

令和3年度から令和6年度(実績集計済みの最新値)までの温室効果ガス排出量の推移は次のとおりである。(図2)

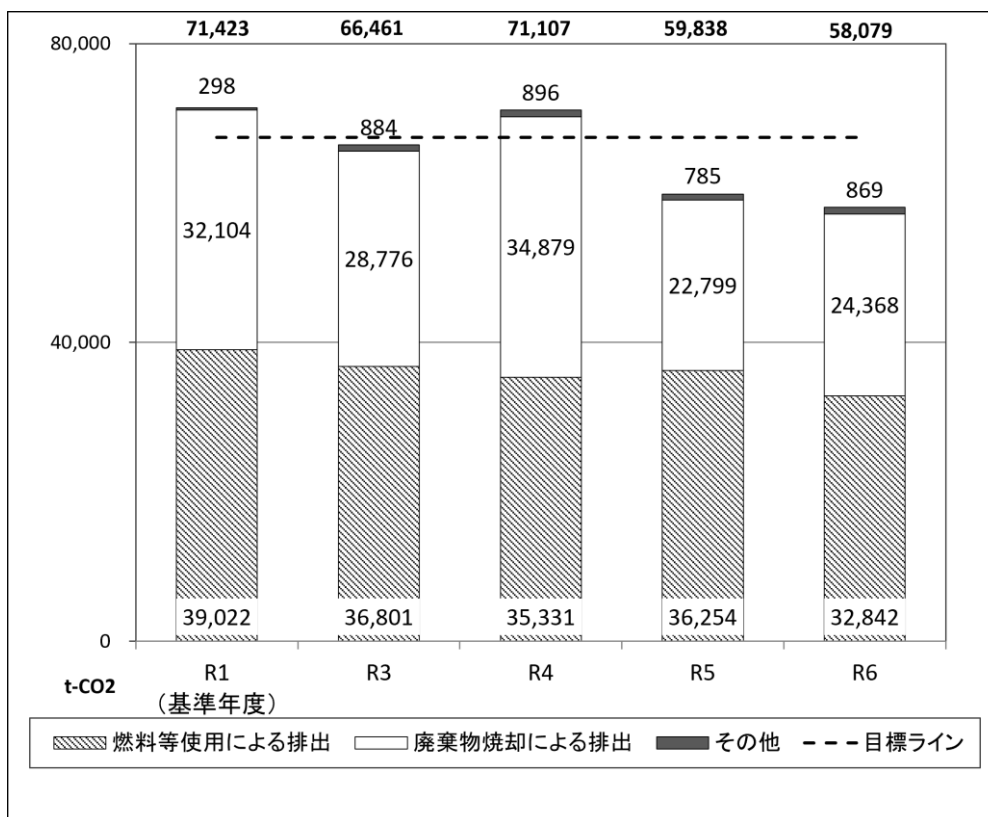


図2 令和3年度から令和6年度までの温室効果ガス排出量推の推移

市は、第2期エコプランに基づき、温室効果ガス排出量削減のための取組を進めてきた。

計画期間中の温室効果ガス排出量は、燃料等使用により発生する排出量は外気温等により、廃棄物焼却により発生する排出量は廃棄物中のビニール・プラスチックや繊維類、水分の組成変化により、増減を繰り返しているが、排出量全体としては減少傾向である。

燃料等使用による排出量は、令和3年度以降基準年度値を5%以上下回る実績が継続しており、第2期エコプランの実績集計済みの最新値である令和6年度は、当該排出量が計画期間中最も少なく、基準年度値を約16% (6,180t-CO₂) 下回った。廃棄物焼却による排出量は、令和3年度以降増減があったものの、令和6年度は基準年度値を約24% (7,736t-CO₂) 下回った。その結果、**排出量全体としては、目標値 (67,458t-CO₂) を約14% (9,379 t-CO₂) 下回り、以降、同様の推移をたどるものと仮定すると、令和7年度において目標を達成できる見込み**となった。

2 省エネ・省資源・ごみ削減等

(1) 目標

省エネルギー行動の推進

第2期エコプランにおける温室効果ガス排出量の削減目標達成のため、特に対策が必要な燃料及び電気使用量は、次のとおりの目標設定であった。

令和7（2025）年度において、令和元（2019）年度比で

燃料・電気使用量 6% 削減

省資源・ごみ削減等の推進

直接的に温室効果ガス排出量の削減につながる省エネ行動以外の事務事業における環境負荷の低減は、次のとおりの目標設定であった。

令和7（2025）年度において、令和元（2019）年度比で

水道水使用量・用紙使用量・ごみ排出量 6% 削減

(2) 推移及び達成状況

令和3年度から令和6年度までの燃料・電気使用量、水道水・用紙使用量及びごみ排出量の推移は次のとおりである。(表3、図3、図4)

省エネルギー行動の推進

燃料・電気使用量については、計画期間中、都市ガスを除きほぼ横ばいとなっており、第2期エコプランの最終年度実績集計済みの最新値である令和6年度においては、A重油、LPガス、ガソリン及び軽油は目標値を下回ったが、灯油及び電気使用量は目標値を上回った。都市ガス使用量については、計画期間中全ての年度で目標値を上回っており、特に令和5年度以降は盛岡市学校給食センターの開設に伴い増加している。

省資源・ごみ削減等の推進

水道水・用紙使用量については、計画期間中、増減はあるものの減少傾向にあり、第2期エコプランの最終年度実績集計済みの最新値である令和6年度においては、目標値を下回った。ごみ排出量については、コロナ禍での衛生消耗品の廃棄、職場環境整備時の複数年にわたる滞留廃棄物の処分等の事由により、計画期間中、大幅に増加し、令和6年度においても目標値を大きく上回った。

表3 令和3年度から令和6年度までのエネルギー使用量等の推移

		R1 (基準年度)	R3	R4	R5	R6
燃料	灯油(L)	2,084,251	2,197,923	2,181,129	2,153,752	2,010,328
	A重油(L)	1,383,393	1,352,108	1,316,204	1,160,278	1,114,044
	LPガス(m ³)	49,584	48,005	45,262	43,089	42,997
	都市ガス(m ³)	378,009	456,240	480,210	716,116	712,010
	ガソリン(L)	137,133	125,866	128,835	116,962	122,635
	軽油(L)	170,079	123,871	129,986	125,844	140,658
電気(千kWh)		53,117	54,467	53,684	53,608	52,561
水道水(m ³)		635,257	712,921	559,378	574,641	559,919
用紙(千枚)		51,142	48,407	48,365	45,892	45,142
ごみ	可燃(kg)	1,119,754	1,214,113	1,285,249	1,359,690	1,377,985
	不燃(kg)	68,291	98,333	113,628	115,212	120,891
	資源(kg)	96,307	113,760	102,408	104,011	201,838

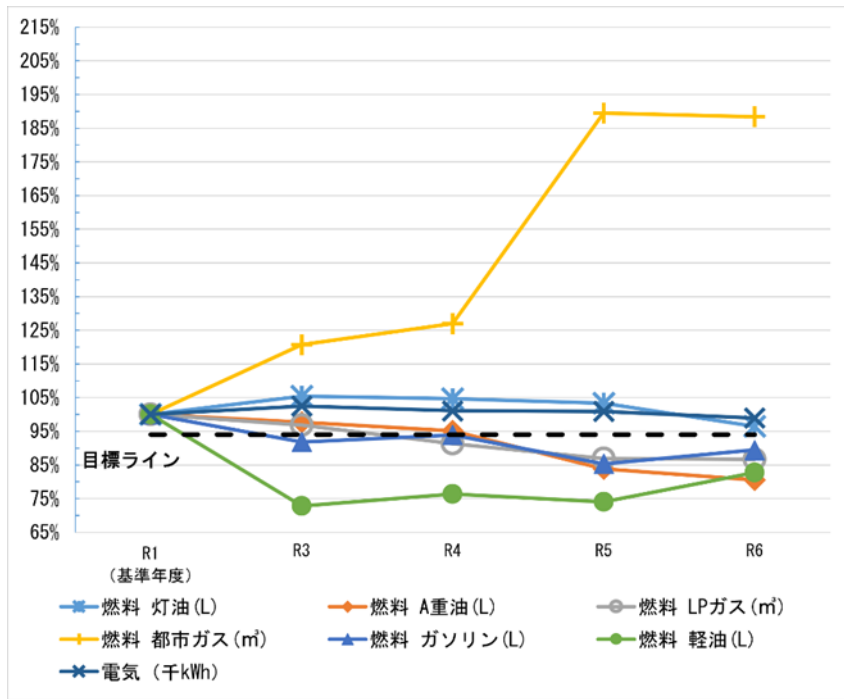


図3 令和3年度から令和6年度までのエネルギー使用量等（個別重点目標1項目）の増減率推移

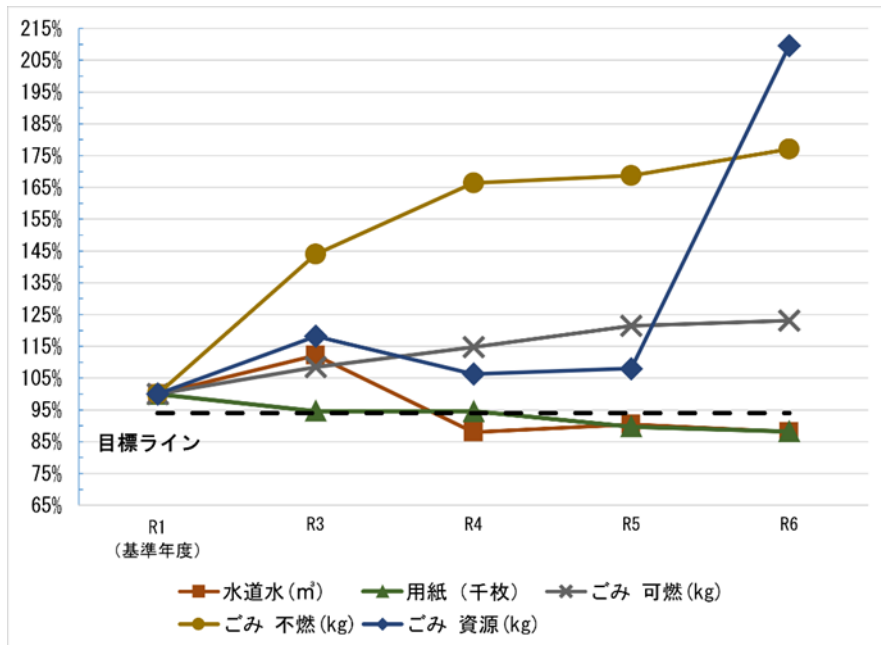


図4 令和3年度から令和6年度までのエネルギー使用量等（個別重点目標2項目）の増減率推移

3 グリーン購入の推進

(1) 目標

市が重点的にグリーン購入を推進する「特定調達品目」については、次のとおりの目標設定であった。

<p>全ての分野で</p> <p>基準に適合する物品等の調達率 100%</p> <p>※ただし、基準に該当する品目がない場合や、基準に適合する物品を特殊事情で調達できない場合を除く。</p>

(2) 推移及び達成状況

令和3年度から令和6年度までのグリーン購入の調達率状況は次のとおり。(表4)

計画期間中の各年度の調達率は、100%には至らず目標を達成していないものの、いずれの年度においても全体の調達率は98%以上の高い水準にあった。

表4 令和3年度から令和6年度までの特定調達品目における調達率推移

分野	R1 (基準年度)		R3		R4		R5		R6	
	調達率	評価	調達率	評価	調達率	評価	調達率	評価	調達率	評価
用紙類	99.96%	×	98.04%	×	99.04%	×	98.07%	×	99.94%	×
文具・消耗品	99.94%	×	99.86%	×	99.86%	×	99.47%	×	99.41%	×
オフィス家具	100.00%	◎	100.00%	◎	100.00%	◎	100.00%	◎	93.75%	×
OA機器	100.00%	◎	100.00%	◎	88.89%	×	98.20%	×	66.67%	×
家電製品	—	—	100.00%	◎	75.00%	×	100.00%	◎	100.00%	◎
照明	100.00%	◎	91.46%	×	94.51%	×	92.65%	×	100.00%	◎
自動車等	100.00%	◎	100.00%	◎	75.00%	×	89.47%	×	100.00%	◎
被服	100.00%	◎	99.69%	×	98.45%	×	99.69%	×	99.63%	×
その他繊維製品	100.00%	◎	96.43%	×	64.36%	×	92.11%	×	50.00%	×
全体の調達率	99.96%	×	98.10%	×	99.07%	×	98.15%	×	99.93%	×

4 総括

令和3年度から第2期エコプランの最終年度実績集計済みの最新値である令和6年度における温室効果ガス排出量は、年度ごとに増減はあるものの、全体としては減少傾向にあり、以降、同様の推移をたどるものと仮定すると、令和7年度において目標を達成できる見込みとなった。

一方で、グリーン購入の推進や職員の省エネ行動は年々定着してきているところではあるものの、燃料・電気・水道水・用紙の各使用量及びごみの排出量については、計画期間中の市有施設の整備やコロナ禍の影響もあり、削減目標を達成できない項目もあった。今後は職員の努力に加え、省エネ・再エネ設備の導入等、ハード面での取組を推進していくことが必要不可欠だと考えられる。

第3章 目標の設定

本計画では、次のとおり各目標を設定する。

1 温室効果ガス排出量の削減目標

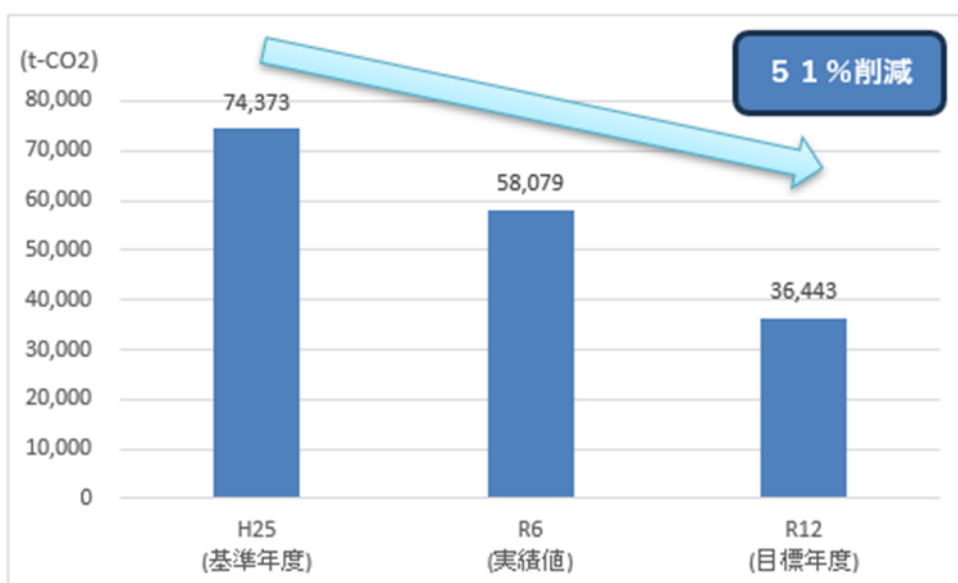
市の事務事業の実施による温室効果ガス排出量について、次のとおり削減目標を設定する。

《温室効果ガス排出量削減目標》

令和12(2030)年度において、平成25(2013)年度比で

温室効果ガス排出量 51% 削減

基準年度実績 74,373 t-CO₂ → 36,443 t-CO₂ (△37,930 t-CO₂)



令和4年6月に改定した「盛岡市気候変動対策実行計画～もりおかゼロカーボン 2050～」においては、温室効果ガス排出量削減に係る令和12(2030)年(中期)目標として、平成25(2013)年度比で51%削減することとしている。

本計画では、前述の目標を踏まえ、令和12(2030)年度の盛岡市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量を平成25(2013)年度比で51%削減することを目標とする。

2 グリーン購入の推進目標

事務事業の執行に要する物品等の調達に際し、環境に配慮した物品を優先的に調達することにより、環境負荷低減に資するため、「特定調達品目」の基準に適合する物品の調達率について、次の「グリーン購入調達目標」を設定する。

「グリーン購入調達目標」

全ての分野で、基準に適合する物品等の調達率 100%

※ただし、基準に該当する品目がない場合や、基準に適合する物品を特殊事情で調達できない場合を除く。

第4章

目標達成のための取組

1 温室効果ガス排出量の削減に関する取組

(1) 取組の基本方針

温室効果ガスの排出要因である、電気使用量と灯油・重油・ガソリンなどの燃料使用量の削減に向けた省エネルギーの推進に取り組むほか、前計画に引き続き、省資源、ごみの削減、省エネ・再エネ設備の導入の促進に取り組む。

(2) 重点的な取組

取組内容
① 太陽光発電の最大限の導入
盛岡市気候変動対策実行計画～もりおかゼロカーボン 2050～」の目標を踏まえ、2030 年度には設置可能な市有施設の約 50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指す。なお、設備の導入にあたっては、令和 5 年度に実施した市有施設への太陽光発電設備導入可能性調査結果を活用することとする。
② 建築物における省エネルギー対策の徹底
今後予定する新築事業については原則 ZEB Oriented 相当以上とし、2030 年度までに新築建築物の平均で ZEB Ready 相当となることを目指す。
③ 電動車の導入
代替可能な電動車（EV、FCV、PHEV、HV）がない場合等を除き、新規導入・更新する公用車については原則、全て電動車とし、導入済みの公用車についても、可能な限り電動車に更新することを目指す。
④ LED 照明の導入
「盛岡市気候変動対策実行計画～もりおかゼロカーボン 2050～」の目標を踏まえ、市有施設への LED 照明の導入率を 2030 年度までに約 90%以上 とすることを目指す。
⑤ 再生可能エネルギー電力調達の推進
2030 年度までに各部署で調達する電力の 60%以上を再生可能エネルギー電力とすることを目指す。

(3) その他の取組－省エネルギー推進

取組内容	
① 燃料使用量の削減（施設）	
	服装を調節することで冷暖房の過剰使用を抑制し、適正な室内温度管理に努める。
	冷暖房の効果を高めるため、ブラインドやカーテンを活用し日射や冷気を遮断する。
	ガスコンロ等（IH、電気コンロ含む）の利用時は、湯の沸かしすぎに注意する。
	ガス給湯器がある場合、お湯を沸かす時は、水からでなく、給湯器のお湯を沸かすようにする。
	ガソリン、灯油、軽油、A重油、LPガス、都市ガスは、その用途に応じ使用量の削減に努める。
	効率的な事務を行い定時退庁を推進し、執務室の使用に伴う燃料使用量の削減に努める。
② 燃料使用量の削減（自動車）	
	不要なアイドリングや急発進、急加速の抑制、エアコン使用を控えめにする等エコドライブに努める。
	タイヤの空気圧の点検等、定期的な車両整備を行うことで、燃費向上に努める。
	相乗り等による効率的な運行や近距離移動時の徒歩・自転車利用等に努め、走行距離を低減する。
	WEB会議、テレワーク・サテライト勤務制度を活用し、移動に伴う燃料使用量の削減に努める。
③ 電気使用量の削減	
	始業前や昼休憩時間は執務室を消灯する。（窓口等の必要な照明を除く。）
	会議室、トイレ、給湯室、倉庫等は、使用時以外は消灯する。
	執務室や廊下等は、一定の明るさが確保できる場合、部分消灯を行う。
	時間外勤務の削減に努めるとともに、時間外勤務を行う場合は、不必要な箇所を消灯する。
	業務用端末は、外勤時等長時間離席時のシャットダウン及び短時間離席時のモニタ電源オフを徹底する。
	冷蔵庫を使用する場合は、可能な限り省エネ性能が高い製品を使用すること。
	お湯の保温時は可能な限り魔法瓶タイプのポット（魔法瓶で保温する電気ポットを含む）を使用する。
	業務上支障がない場合は退勤時等に機器の主電源を切る、プラグを抜く等待機電力の抑制に努める。
	階段利用に努め、エレベーターの使用を抑制する。（目安として3階、下り4階分は階段利用を推奨）
	節電・省エネの貼紙の掲示等で取組の呼び掛けを行う。
④ 施設の運用改善	
	施設の省エネルギー診断を実施し、設備更新及び運用改善について検討する。
	照明や空調機器について、定期的な清掃・点検を行う。
	BEMS（ビルエネルギーマネジメントシステム）の導入を検討し、エネルギー使用量の「見える化」を推進する。
	管理標準（設備の運用マニュアル）を活用するとともに定期的な見直しを実施し、適正管理に努める。
	照明や空調のスイッチに区画表示を行い、不要な電源の入り切りをなくす。
	施設の電力調達先を定期的に見直し、再生可能エネルギーの比率が高い電源を選択する。

(4) その他の取組－省資源、ごみ削減、リサイクル推進

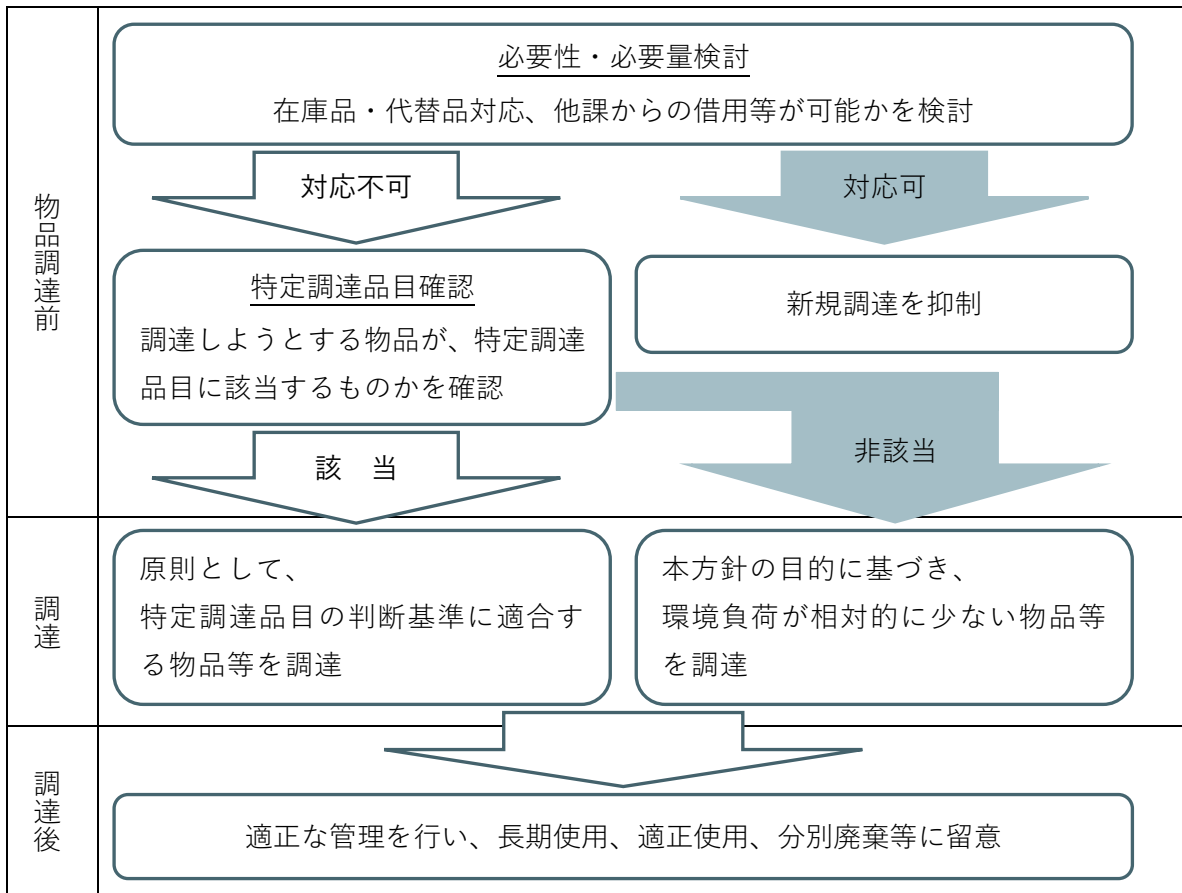
取組内容	
① 水道水使用量の削減	
	水の流し放しをしない、トイレの2度流しをしない等、節水の徹底を図る。
	洗い物をする際は、洗う前にカップ・茶碗を水に浸けておいたり、ためすぎをしたりする。
	節水の貼紙の掲示等で取組の呼び掛けを行う。
② ごみ削減、適正処理、リサイクル推進	
	分別ボックスを設置し、ごみの適正処理及び資源のリサイクル回収を徹底する。 (【適正処理】産業廃棄物(廃プラ、金属くず、ガラス陶磁器くず、廃蛍光管、廃乾電池等) 【リサイクル】ビン、缶、ペットボトル、使用済み用紙、新聞紙、雑誌、ダンボール等)
	マイバッグ・マイボトル・マイ箸等の利用を促進し、ごみの減量化を図る。
	所属間での備品保有状況の情報交換・共有等により、備品の相互利用を推進するほか、所属内の不用品の庁内での有効活用を行う。
③ 用紙使用量の削減	
	両面印刷、集約印刷を積極的に活用するとともに、プレビューの確認により、印刷ミスを防止する。
	文書や資料を作成する際には明瞭・簡潔な内容・体裁を心掛け、ページ数を必要最小限にとどめる。
	DX・行政手続のオンライン化を推進する。
	電子メール、文書管理システム、庁内掲示板等を活用し、紙資料の送付量を減らす。
	資料の電子化及び複数人での共有等により印刷資料を減らす。
	分別ボックスを設置し、使用済み用紙の裏面使用を奨励する。

(5) その他の取組－省エネ・再エネ機器・設備等の導入推進

取組内容	
① 照明	人感センサー、照度センサーなどの導入を検討し、効率的な点灯管理に努める。
	自然光の取入れが可能な設計・レイアウトを検討する。
② 空調・断熱	空調機器の設置・更新時には、高効率機器の導入を推進する。（蓄熱空調、全熱交換器、湿度・CO ₂ 濃度制御など）
	施設の新設や大規模改修時に、壁面断熱、複層ガラスなどを導入し、施設の断熱化を図る。
③ 再生可能エネルギー等	公共施設への木質バイオマス（チップ、ペレット、薪等）ストーブやボイラーの導入を推進する。
	地中熱、太陽熱、下水熱などの、未利用エネルギーの利用拡大の検討を進める。
④ その他	エレベーターの改修時には、インバーター制御の設備を導入する。
	屋上緑化、壁面緑化の導入を検討する。

2 グリーン購入の推進に関する取組

物品等を調達するすべての場合において、次の手続を踏まえる。



なお、グリーン購入推進に当たっては、次の点に注意すること。

- 物品等の調達に当たっては、調達総量を可能な限り抑制することを念頭に置き、環境に配慮した物品等の調達推進を理由に調達総量が増加することがないように配慮すること。
- 上記配慮に基づき、物品等の調達前にはその必要性を十分に検討し、必要性であると判断された物品については真に必要な数量を計画的に調達すること。
- 物品等の調達後は、長期使用、適正使用、分別廃棄等に留意し、当該物品等に期待される環境への負荷低減が着実に発揮されるよう努めること。

3 その他の取組

(1) 環境負荷の低減及びリスク管理

ア 環境に関する法令等の順守

施設の維持管理、業務等の遂行に当たっては、環境に関する法令・条例・協定等を順守し、環境汚染等の未然防止に努めることとする。

イ 公共工事における環境配慮

公共工事の実施に当たっては、野生生物や大気・水・土壌環境への配慮、工事の省資源・省エネルギー化、廃棄物抑制など、様々な面から環境への配慮が求められることから、工事を行う際には、構想・設計段階から施工段階、そして完工後供用される段階も含め、環境に与える影響を考慮することとする。

ウ 環境に負荷をかける緊急事態への備えと対応

災害、事故等が発生した場合は、重油の漏洩や薬品事故など、重大な環境汚染を引き起こされる危険性があることから、そのおそれのある施設・設備等については、緊急事態に伴う環境汚染等の予防及び緩和を図るため、日常から緊急事態への準備及び対応を行うこととする。

(2) 市民に対するエコプランの周知

本計画の目標達成に向け、来庁者や施設利用者に対してもエコプランの趣旨を周知し、次のような環境配慮の取組への理解及び協力を要請する。

- 施設等利用の際の節電・節水等
- ごみの排出量削減、分別等
- 庁舎等内移動時の階段利用等
- 庁舎等駐車場でのアイドリング・ストップ 等

第5章 計画の運用

1 推進体制

エコプランを推進するため、推進組織の役割や責任を明らかにし、取組の徹底を図る。組織図及び各主体の役割は図5及び表5のとおり。

本計画は、市が実施する全ての事務事業が対象となることから、実施に当たっては全庁的な推進体制の構築が不可欠となる。このことから、市の環境施策の庁内推進組織である環境基本計画推進委員会においてエコプランを推進することとし、その庶務は、環境基本計画推進委員会事務局（環境企画課内に設置。以下「事務局」という。）において処理するものとする。

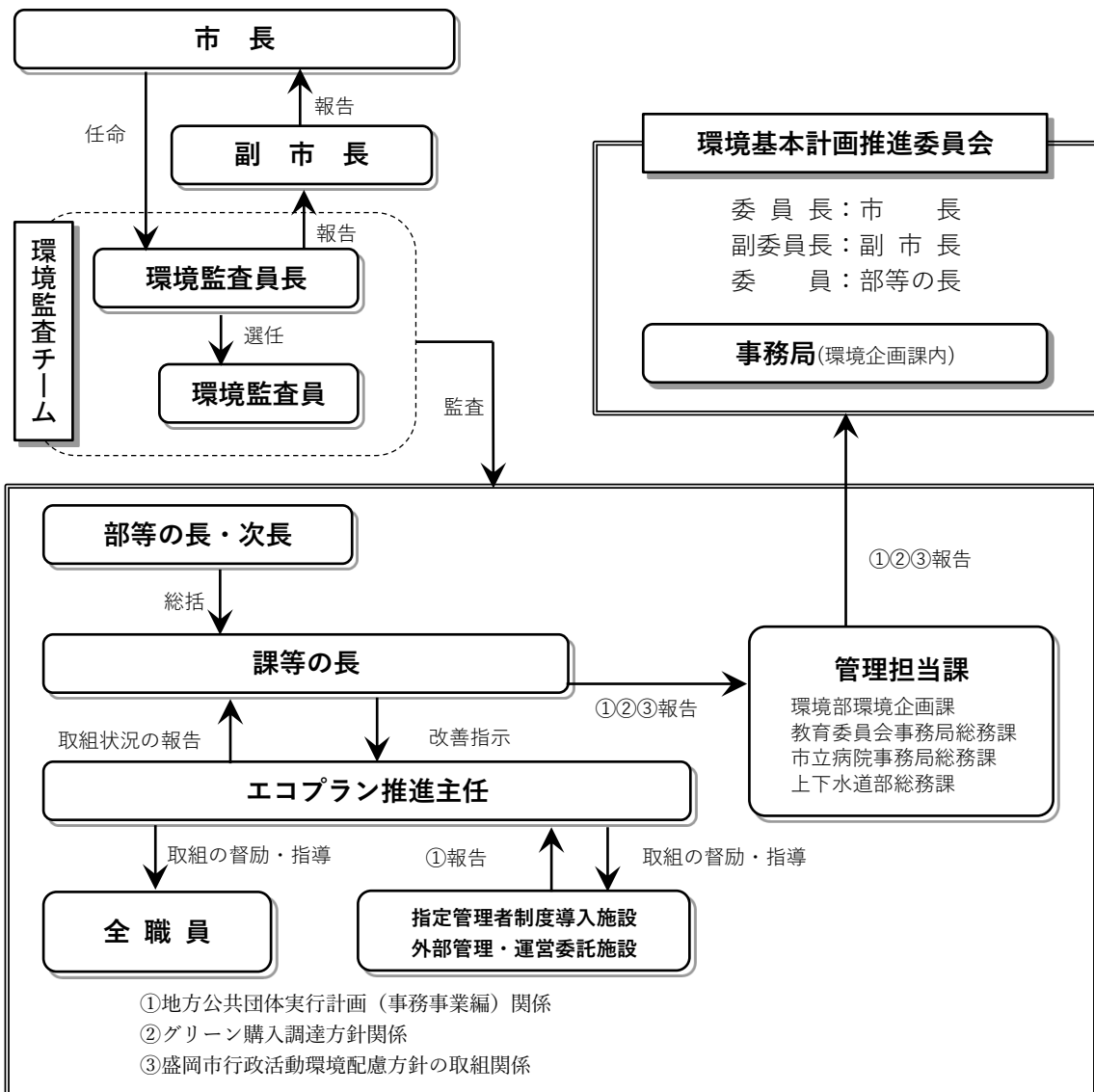


図5 組織図

表5 主体別の主な役割

各主体		役割
市長		<ul style="list-style-type: none"> ・エコプランの制定及び改廃 ・エコプランの活動実績等の評価、見直し及び公表 ・環境監査員長の任命
環境基本計画 推進委員会		<ul style="list-style-type: none"> ・エコプランの制定及び改廃等の審議及び協議
部等の長		<ul style="list-style-type: none"> ・部等内の課等における取組の進捗状況の総括
課等の長 (直轄管理施設においては施設長又は当該施設を所管する課長、指定管理施設においては当該施設を所管する課長)		<ul style="list-style-type: none"> ・エコプラン推進主任の任命 ・課等内の取組の進捗状況の評価確認 ・課等内の環境改善目標及び改善計画の策定 ・課等内の環境改善計画に係る不適合に対する修正及び予防措置の実施
エコプラン 推進主任 (課等の長が任命した課長補佐等)		<ul style="list-style-type: none"> ・課等内の取組の督励・指導 ・課等内の環境改善計画の推進 ・課等内の職場研修の実施 ・課等内のエコプランの記録及び報告 ・所管する施設の指定管理者等への指導
事務局 (環境企画課)		<ul style="list-style-type: none"> ・エコプランの進捗状況の取りまとめ ・エコプランの実施結果の公表の実施 ・エコプランの庶務
職員		<ul style="list-style-type: none"> ・エコプランの理解と各職場内での行動の実践
環境 監査 チ ーム	環境監査員長	<ul style="list-style-type: none"> ・環境監査員の選任 ・環境監査の実施に係る環境監査員への指示 ・監査報告の作成及び市長及び副市長への提出
	環境監査員	<ul style="list-style-type: none"> ・環境監査員長の指示による環境監査の実施

2 進行管理

本計画は、地球温暖化対策実行計画（事務事業編）、グリーン購入調達方針、市行政活動配慮方針に基づく取組について、①計画(PPLAN)、②実行(DO)、③点検・評価(CHECK)、④見直し・改正(ACTION)のPDCAサイクルを回すことにより、継続的に改善を図りながら進行管理する。（図6）



図6 PDCAサイクル

3 研修の実施

職員の環境に対する意識向上とエコプランに関する職員の知識及び技能の向上を図ることにより、計画の目的達成及び実効性を高めるため、職員の職務等に応じ、全職員に対して研修を実施する。（表9-6）

表6 研修の種類及び実施内容等

研修の名称	対象者	研修目的	内容	時期	講師
エコプラン推進主任研修	エコプラン推進主任	各職場における研修講師の養成	・エコプランの理解 ・PDCAサイクルに基づく業務の継続改善	・4～5月 ・随時	事務局
職場研修	全職員	・職員に対するエコプランの目的及び目標の浸透 ・エコプランの目的及び目標の一部変更等の確認	・エコプランの理解 ・PDCAサイクルに基づく業務の継続改善	・4～7月 ・目的等の変更時	エコプラン推進主任
監査員研修	環境監査員	環境監査手法習熟	・監査の手順及び技能の習得 ・環境関連法規の確認	随時	環境監査員長及び環境監査員

4 進捗管理

エコプランの進行管理に当たっては、事務局は温室効果ガスの排出状況及び各目標の達成状況等について、提出された各様式により定期的に点検する。様式の詳細は別途運用マニュアルに定める。

5 環境監査

エコプランが適切に実施され、管理されているか検証するため、定期的に環境監査を実施する。

(1) 環境監査の組織と責任者

市長に任命された環境監査員を長とする環境監査チームにより監査を行う。

(2) 環境監査の対象等

【対象】 指定管理者制度導入施設を除く市の全ての組織及び施設のうち、別途年度計画書に定める部署

【頻度】 年1回

【監査資料】 監査対象年度の各様式のほか、環境監査員長が指定するもの

【監査内容】 エコプランの理解と適正な運用について

(3) 環境監査結果

環境監査員長は環境監査結果を集約し、市長（副市長経由）及び被監査課等の長へ「環境監査報告書」を提出する。

6 評価及び公表

(1) 市長による評価

市長はエコプランの継続的な適切性・妥当性・有効性を確実にするため、その取組状況について定期的に評価し、その結果を「市長評価記録」としてまとめ、必要事項を指示する。

(2) 実施結果の公表

事務局は実施結果を取りまとめ、報告書を作成し、盛岡市環境審議会に報告する。報告書は環境審議会からの意見を受け、必要に応じて修正を行った後、環境に関する年次報告書「もりおかの環境」や市公式ホームページを通じて市民に公表する。